

決議案第3号

(和光市議会)

赤松祐造議員に対し猛省と責任の自覚を促す決議

上記の決議案を和光市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年6月27日

和光市議会議長 富澤 啓二 様

提出者 和光市議会議員

鎌田 泰介

賛成者 和光市議会議員

吉田 武司

安保 友博

赤松祐造議員に対し猛省と責任の自覚を促す決議

赤松祐造議員は、去る令和5年和光市議会12月定例会において、議案第94号「和光市副市長定数条例の一部を改正する条例を定めることについて」を他6名の提出者とともに提出した。

しかし、令和5年12月21日の本会議上の採決において、議案提出者であるにもかかわらず、市民や議会に対し事前に何ら説明することなく、突如として反対した。

議会は赤松祐造議員に対し、令和6年1月17日及び2月20日開催の議会運営委員会において、二度にわたり当該行為についての説明を求めたが、赤松祐造議員はこれを拒否したことから、令和6年和光市議会3月定例会において、決議案第2号「赤松祐造議員に対し市民への説明責任を果たすよう求める決議」を決議し、当該行為に至った動機や経緯等を議会において適切に説明することによって市民への説明責任を果たすよう求めた。

赤松祐造議員は、令和6年3月21日の本会議において発言を求め登壇したが、「令和5年12月定例会にて鎌田議員が提出した議案第94号の副市長定数条例の改正で、副市長を2人以内とすることに私が反対した政治判断について市民への説明責任を果たす旨の決議を今受け、その説明をさせていただきます。」と発言し、あたかも鎌田泰春議員のみが議案提出者であるかのごとく装った上で、自ら提出した議案を自己批判する支離滅裂な主張に終始し、当該行為についての説明を一切行わなかった。

さらに、令和6年2月29日付ブログ「赤松ゆうぞうの活動レポート」において、「令和5年和光市議会12月議会にて国民民主党鎌田議員が提出した議案94号の副市長定数条例の一部改正で二人以内にする事に反対した私の政治判断について」とする記事を掲載し、自らが議案提出者である事実を隠蔽した上で、議案の内容や賛成者を一方的に批判した。

議会の決議を無視し市民への説明責任を果たさない赤松祐造議員の態度及びブログに虚偽の記事を掲載した行為は、

議員としての責任の自覚を欠く極めて悪質なものであると断じざるを得ず、議会は赤松祐造議員に対し猛省を求めるとともに、議員としての責任を自覚した行動をとることを強く促すものである。
以上、決議する。

令和6年6月27日

埼玉県和光市議会